

流山市権利擁護アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市権利擁護アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一次相談窓口」とは、本市が介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項に基づき設置する地域包括支援センター及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に基づき設置する障害者相談支援事業委託事業所のことをいう。

(目的)

第3条 弁護士による助言及び指導により、一次相談窓口等の業務に係る課題解決を支援すること並びに成年後見制度における後見人等候補者について協議及び検討することを目的として、アドバイザーを設置する。

(助言及び指導の対象範囲)

第4条 相談の対象範囲は業務に関連ある事項で次に掲げるものとする。

- (1) 支援対象者に関する情報の整理
- (2) 支援方針の提案
- (3) 支援についての優先順位及び課題解決に必要な方法の提案
- (4) 支援に係る法的リスクの提示
- (5) 支援対象者の後見人等として望ましい職種等の提案

(相談方法)

第5条 相談は、原則として電話又対面で行うこととする。その他受託者と相談者双方の情報共有が即時に可能である手段であれば上記のものに限らず使用できるものとする。

(相談手続き)

第6条 一次相談窓口等が弁護士に相談すべき事案を把握した段階で、直接受託者に対し相談を行うものとする。

2 前項の相談を行ったのち受託者は相談概要を文書にて市に提出するものとする。

3 相談を行った一次相談窓口等は相談内容及び回答事項について市と情報共有することとする。

4 一次相談窓口等は回答事項に基づき、必要に応じて支援についての役割分担等を目的とした会議を開催することとする。

(秘密保持)

第7条 本委託業務の実施にあたっては、関係法令及び委託先における個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守し、正当な理由なく、その業務において知り得た秘密を漏らしてはならない。